

JVA 公認アナリストライセンス規程

第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「本協会」という。）定款第4条第1項第7号に係るアナリストの資格の認定等について必要な事項を定め、もってバレーボール競技におけるアナリストの職能の研鑽・育成・認定を通じて、選手のサポート体制を充実させ、日本バレーボール界全体のインテリジェンスの向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 本規程において「アナリスト」とは、データの収集・分析・可視化・提供を通じて、チームの意思決定とパフォーマンス向上に価値を共創する、現場協働型の実務専門家をいう。

2 本協会は、前項のアナリストの職能を、技能検定及び資格認定を通じて公認する。

（資格の種類）

第3条 本協会が認定するアナリストの資格の種類は、次のとおりとする。

（1）JVA 公認アナリスト（コアライセンス）

アナリスト技能検定の3領域の総合評価により認定する資格で、上位からS級・A級・B級・C級・D級の5段階とする。

（2）JVA 公認アナリスト領域特化ライセンス

アナリスト技能検定の各領域の到達度を領域別に認定する資格で、スカウティング・アナライジング・プレゼンテーションの各領域につき、上位からA級・B級・C級・D級の4段階とする。

（3）JVA 公認アナリストデベロッパー

アナリストの養成及び技能向上を図るために本協会が主催する育成事業の講師等を務めることができる者として認定する資格とする。

第2章 アナリスト技能検定

（技能検定及び評価）

第4条 本協会は、アナリストの資格認定の基礎として、次の3領域についてアナリスト技能検定（以下「技能検定」という。）を行う。

（1）スカウティング技能検定

情報の収集・整理、映像撮影、データ入力その他の信頼性の高い情報の整備に係る技能を検定する。

(2) アナライジング技能検定

ゲームパフォーマンス分析、スカウティング活動、戦術の構築・立案に係る技能を検定する。

(3) プレゼンテーション技能検定

分析結果の可視化、映像編集、資料作成、フィードバック、ミーティングその他の選手・スタッフ等への伝達に係る技能を検定する。

2 技能検定は、各領域 500 点を満点とし、その得点に応じて上位から A・B・C・D・E の 5 段階で評価する。

評価	得点
A	400 点以上
B	350 点以上 400 点未満
C	250 点以上 350 点未満
D	200 点以上 250 点未満
E	200 点未満

第 3 章 資格の認定

(コアライセンスの認定)

第 5 条 JVA 公認アナリスト (コアライセンス) は、技能検定の 3 領域すべてを受検していることを前提に、次のとおり認定する。

資格	認定の基準	主な活動領域の想定
S 級	次条に定める	日本代表 (フル代表) ・SV リーグでのトップアナリスト
A 級	技能検定の 3 領域すべてが評価 A 以上	日本代表 ・SV リーグでのアナリスト業務
B 級	技能検定の 3 領域すべてが評価 B 以上	SV グロースでのアナリスト業務 / 日本代表 ・SV リーグでのアナリストのサポート
C 級	技能検定の 3 領域すべてが評価 C 以上	大学等でのアナリスト実務

資格	認定の基準	主な活動領域の想定
D 級	技能検定の 3 領域すべてが評価 D 以上	大学等でのアナリスト実務者のサポート

※表中「主な活動領域の想定」は、各資格の活用場面を例示的に示したものであり、当該資格に基づく活動の範囲を制限するものではない。

- 2 A 級から D 級までの認定は、技能検定の 3 領域の評価のうち最も低い評価をもって行う。
- 3 前 2 項により認定を受けた者は、その資格に応じて「JVA 公認アナリスト S 級」、「JVA 公認アナリスト A 級」、「JVA 公認アナリスト B 級」、「JVA 公認アナリスト C 級」又は「JVA 公認アナリスト D 級」と称する。

（S 級の認定）

- 第 6 条 JVA 公認アナリスト S 級は、技能検定の結果のみによっては認定しない。JVA 公認アナリスト A 級を保有する者のうち、次の各号に掲げる要件を満たし、本協会技術委員会（以下「技術委員会」という。）が審査の上、理事会の議を経て認定した者とする。
- （1）アナリストとしての実務経験（活動年数、担当した大会・試合数等の活動実績）が、S 級にふさわしい水準にあること。
 - （2）所属チームのゼネラルマネージャー又は監督が、当人の実務活動に基づく評価を所定の書類により提出していること。
 - （3）継続的な学習に取り組んでいること。この場合において、インターンの受入れ又は本協会が主催するアナリスト育成事業の協力講師等、アナリストの育成に関する経験を有することを必須とする。
 - （4）日本最高峰のアナリストとして高い倫理観を備え、かつ、海外のアナリスト等とのコミュニケーションを図れること。

（領域特化ライセンスの認定）

第 7 条 JVA 公認アナリスト領域特化ライセンスは、技能検定の各領域の評価に基づき、当該領域につき上位から A・B・C・D の 4 段階で認定する。

- 2 技能検定の評価が E の領域については、領域特化ライセンスを認定しない。
- 3 領域特化ライセンスは、技能検定の領域ごとに認定し、同一領域の技能検定を複数回受検した場合は、その最高評価を用いる。
- 4 領域別の最高評価である A 級を取得した者には、当該領域の「スペシャリスト」の称号を授与する。

- 5 前4項により認定を受けた者は、その領域及び級に応じて「JVA 公認アナリスト スカウティング特化 A 級」のように称する。この場合において、A 級の認定を受けた者は、前項の称号を併せて用い、「JVA 公認アナリスト スカウティング特化 A 級（スカウティングスペシャリスト）」のように称することができる。

（コアライセンスと領域特化ライセンスの関係）

第8条 ある者が技能検定の3領域すべてについて領域特化ライセンスの認定を受けたときは、第5条の定めるところにより、コアライセンスを認定する。

- 2 領域特化ライセンスは、有効期間を定めず、これを保持する。コアライセンスが第15条の規定により失効した場合であっても、領域特化ライセンスにおいて認定された各領域の評価の事実はこちらを認める。ただし、当該領域特化ライセンスを根拠としてコアライセンスの復活又は再認定を受けるには、第16条又は第17条に定める要件を満たさなければならない。

（アナリストデベロッパーの認定）

第9条 JVA 公認アナリストデベロッパーは、次の各号のいずれかに該当する者のうち、技術委員会が審査の上、理事会の議を経て認定した者とする。

- （1）JVA 公認アナリスト S 級を保有する者
- （2）通算5年以上、本協会が主催するアナリスト育成事業に協力講師その他の立場で携わった実績を有する者

- 2 アナリストデベロッパーは、本協会又は加盟団体等が主催するアナリスト育成事業において、講師その他の育成に関する業務に当たることができる。
- 3 アナリストデベロッパーの有効期間は、認定の日から4年とする。
- 4 アナリストデベロッパーの更新は、有効期間内のアナリストの育成に関する活動の実績を技術委員会が審査し、認定するものとする。この場合において、第13条に定めるリフレッシュポイントの獲得を要しない。
- 5 アナリストデベロッパーは、有効期間内に更新の認定を受けなかったときは、その資格を失う。

第4章 登録

（登録）

第10条 前章の規定により認定された者は、JVA 公認アナリストとして登録され、技術委員会が管理する。

- 2 JVA 公認アナリストは、本協会のメンバー制度登録システム（MRS）の登録を毎年行わなければならない。登録の更新を行わない場合の取扱いは、第 15 条の定めるところによる。
- 3 登録の手続、登録料その他登録に関し必要な事項は、本協会登録規程（JVA057）の定めるところによる。
- 4 本協会は、JVA 公認アナリストの資格の認定及び登録の状況を公表することができるほか、SV リーグその他正当な理由のある照会に応じることができる。この場合における公表の範囲、方法及び本人の求めによる公表の停止その他必要な事項は、本協会の個人情報の保護に関する規程等の定めるところによる。

第 5 章 活動

（活動）

第 11 条 JVA 公認アナリストは、その保有する資格に応じて、本協会、加盟団体等又は SV リーグに所属するチーム等において、アナリストとしての業務に当たることができる。

第 6 章 有効期間及び更新

（有効期間）

第 12 条 コアライセンスの有効期間は、次のとおりとする。

- （1）S 級・A 級・B 級：認定の日から 4 年間とする。
- （2）C 級・D 級：有効期間を定めず、これを保持する。

（リフレッシュポイントによる更新）

第 13 条 S 級・A 級・B 級のコアライセンスの保有者は、リフレッシュ研修への参加、アナリストとしての活動等を通じ、アナリストとしての継続的専門能力開発に努めなければならない。また、有効期間内に、次の各号に定めるリフレッシュポイントを獲得しなければならない。

- （1）S 級：4 年間で 50 ポイント以上
- （2）A 級・B 級：4 年間で 40 ポイント以上

（リフレッシュポイントの獲得方法）

第 14 条 リフレッシュポイントは、次の表に掲げる活動について、本協会の審査を経て付与する。保有者は、所定の様式により対象となる活動を申告するものとする。

活動の区分	内容	付与ポイント
(1) 活動実績	日本代表チーム又は本協会の加盟登録チームのアナリストとしての活動	1年につき5ポイント
(2) リフレッシュ研修	本協会が主催するリフレッシュ研修への参加	1回につき5ポイント
(3) 関連セミナーへの参加	本協会が認定するスポーツアナリティクス関連の国内外のセミナー等への参加	1.5時間につき1ポイント
(4) 関連資格の取得	本協会が認定するアナリスト又はアナリティクスに関連する資格の取得	1件につき2ポイントから5ポイントまで
(5) 海外インターンシップ	自己の所属チーム以外の海外のチーム又は大会等におけるインターンシップ	1週間につき5ポイントとし、合計10ポイントを上限とする。
(6) 論文・レポートの発表等	所属チームのシーズンレビューの作成・発表、学術論文としての投稿又は専門誌への寄稿	1本につき2ポイントから5ポイントまで
(7) アナリスト育成活動	本協会のアナリスト育成事業等での講師等、又はインターンの受入れによるアナリストの育成実践など	1件につき2ポイントから10ポイントまで

2 前項の表において付与ポイントに幅がある活動については、技術委員会が、活動の内容、難易度、アナリストとしての専門能力開発への寄与の程度その他の事情を勘案して、付与するポイントを決定する。

3 第1項の表中、本協会が認定するものとは、本協会において認定されているもの、又は更新の申請時に申告し本協会の審査を経て認定されたものをいう。

4 第1項の表に掲げる活動に準ずる活動についても、技術委員会が継続的専門能力開発に資すると認めるときは、同表に定める付与ポイントの例により、リフレッシュポイントを付与することができる。

第7章 資格の失効、取消し、復活及び再認定

(失効)

第15条 S級・A級・B級のコアライセンスは、次の各号のいずれかに該当する

とき、その有効期間の満了をもって失効する。

- (1) 有効期間内に第13条に定めるリフレッシュポイントを獲得できなかったとき。
- (2) 有効期間内に登録の更新手続き又は登録料の納付が行われなかったとき。

(復活)

第16条 前条の規定によりコアライセンスが失効した場合であっても、失効日から1年以内に、次の各号の要件を満たしたときは、コアライセンスを復活することができる。

- (1) 未納の登録料及び本協会が別に定める手数料を納付すること。
- (2) 不足するリフレッシュポイントを獲得すること。この場合において、次のリフレッシュポイント獲得期間内に獲得しなければならないポイント数は、第13条に定めるポイント数に10を加算したものとする。

(再認定)

第17条 第15条の規定によりコアライセンスが失効し、前条の復活が適用されない場合であっても、失効日の翌日から起算して1年を超え4年以内に、次の各号の要件をすべて満たしたときは、技術委員会の審査を経て、コアライセンスの再認定を受けることができる。

- (1) 本協会が指定する研修の受講又は課題の提出を行うこと。
- (2) 不足するリフレッシュポイントを獲得し、又は本協会が別に定める要件を満たすこと。
- (3) 登録料及び本協会が別に定める再認定審査料を納付すること。

(長期失効後の特例)

第18条 失効日から4年を超えて経過した場合であっても、長期の海外滞在、傷病、出産、育児、介護その他やむを得ない事由によるものであり、これを証明する書類を提出できるときは、技術委員会の審査を経て、特例として再認定を認めることがある。

(登録の抹消)

第19条 JVA公認アナリストは、本協会が定める手続により、登録の抹消を申し出ることができる。登録が抹消されたときは、その資格は効力を失う。

(資格の取消し)

第20条 JVA公認アナリストに次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、技術委員会の審査を経て、その資格を取り消すことができる。

- (1) 登録手続き又は登録料の納付が行われないとき。
- (2) 第15条の規定により失効し、復活又は再認定が行われないとき。
- (3) 本協会のコンプライアンス規程等に基づく処分により、資格を取り消すことが相当と認められるとき。
- (4) その他、JVA公認アナリストとして不適当と認められる事由が生じたとき。

第8章 義務

(義務)

第21条 JVA 公認アナリストは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令及び本協会の各種規程・規則を遵守すること。
- (2) 選手その他のチーム関係者の権利、尊厳及び価値を尊重し、差別することなく平等に接すること。
- (3) 暴力、暴言及びハラスメントに該当する行為を行わず、また、これを容認しないこと。
- (4) 暴力団その他の反社会的勢力と一切の関係を持たず、これらとの取引及び不当な要求を拒否すること。
- (5) データ及び情報を正確かつ客観的に取り扱い、誠実に業務に当たること。
- (6) 高い倫理観をもって行動し、本協会が別に定めるコンプライアンス規程等を遵守すること。
- (7) 競技技術及び分析手法の進歩に遅れることのないよう、常に自己研鑽に努めること。

第9章 雑則

(細則への委任)

第22条 この規程の実施に関し必要な事項は、技術委員会の議を経て、別に細則で定める。当該細則の制定及び改廃は、業務執行理事会の決議による。

(規程の改廃)

第23条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

第1条 (施行期日) 本規程は、2026年7月22日から施行する。

第2条 (移行措置) 本規程の施行に伴う、既存のアナリスト検定における認定の取扱いその他の新制度への移行に関し必要な事項は、別に定める「JVA 公認アナリスト移行措置細則」による。当該細則の改廃は業務執行理事会の決議による。

第3条 (技術委員会規程との関係) 本規程に基づくアナリストの育成、資格認定及び登録の管理に関する事項は、技術委員会の所管とする。これに伴い必要となる技術委員会規程の改正は、別途これを行う。